未来へ語り継ごう 平和の大切さ

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎（5273）3505へ。

被爆地への平和派遣

平和の尊さについての意識と知識を深めていただくため、次代を担う子どもと保護者（7組14名）を、広島と長崎へ隔年で派遣しています。

今年は8月8日～10日に長崎を訪れ、原爆犠牲者慰霊平和祈念式典や青少年ピースフォーラムに参加したほか、原爆資料館や平和祈念像（**写真**）、原爆落下中心地などを見学しました。

今年派遣された皆さん

- 坂室敏子さん、智史さん（都立白鷗高校附属中2年）
- 土屋明未さん、孝太さん（東戸山小6年）
- 中村佐和子さん、和平さん（私立本郷中2年）
- 平賀真澄さん、光留さん（牛込第一中1年）
- 藤野美千代さん、玖美さん（私立大妻中野中2年）
- 見崎浩一さん、秀憲さん（筑波大附属中1年）
- 若松未海子さん、海夏さん（牛込第一中2年）

被爆体験記

長崎で被爆した山口義孝さんの体験記を紹介します（国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館提供）。

1945年8月9日。私は、銭座国民小学校の1年生であった。この日は、早朝より、母親と4才上の兄と3人で、坂本町の自宅から20キロ程度の畦刈（あぜかり）という田舎へ買出しに行き、帰途は、私が歩き疲れているのを察し、通りすがりの荷馬車の主人に、母親が頼んで、3人一緒に乗せてもらった。

道は下り坂になり、前方に木炭焚きのバスが走っているのを見ていた瞬間目の前が白く光った。そして一瞬体が宙に浮いたような気がしたがそのまま気を失った。意識が戻ったときは、荷馬車の上ではなく、道路端の雑草の上に倒れていた。運動靴もどこへ飛んだのか素足の状態であった。母も兄も無事であったが私は頭の毛が少し燃えて一部火傷していた。荷馬車は転倒し、馬の姿はなかった。何時間経過しただろうか、親子3人で長崎の方へ歩きはじめた。

後で解ったことだが、被爆したのは、爆心地から1.8キロ北の現在の赤迫町の六地蔵附近であった。自宅の坂本町へは、松山町の爆心地を通らなければならない。自宅には、3人の兄弟と姉が留守番をしている。母は気が高ぶり、早く帰ろうと兄と私の手を取り急いだが、道路には、いろんな物が散乱し、人々が倒れていたり、火傷をした人で前へは進めない状態の中、急に母は鉄道の線路を歩こうと言って、斜面を登り、線路の枕木を歩きはじめた。私は素足だったので、母が自分の帯を引き裂いて、足に巻いてくれた。しかし数分歩いただろうか、前方の大橋町附近は道路も線路側も火の海で赤く燃え前に進むことが出来ず、仕方なく赤迫町まで戻り、山を越えて川平町の知人宅を探したがそれも果たせず、山際の防空壕の中で一夜を過ごした。

翌日、町中は、煙がまだ燻（くす）んでいたが家族の安否が心配で、一面焼け野原と人々が倒れている中を歩き続け、やっと坂本町の自宅に到着した。自宅は勿論のこと附近一帯は焼け、瓦礫（がれき）だけであった。自宅玄関近くに姉と、弟2人の黒焦げの死体があった。小学1年生の私は、何がどうなったのか理解していなかった。母親は3人の変り果てた姿を見て、長い時間泣き続けていた。

父親は、当時市外の川南造船に勤務していて無事であった。翌日、焼け落ちた自宅で、3人の死体を積み上げた木材の上に置き焼いた。遺骨を集めているとき五男の兄が杖をついて帰宅した。当時14才で学徒動員で国鉄に勤めていたが、その兄も10日後に死去した。坂本町の殆んどは、全壊か全焼で無残なものであった。仕方なく防空壕生活を1ヶ月余りして、知人宅へ。

戦争は人間の仕業です。そして悪である。

絶対に戦争はしてはならない、戦争には勝者も正義も存在しない。人々が憎しみ殺し合わない平和の世界を祈るばかりである、そう努力したい。

現在73歳の山口さん。この体験記は、被爆から60年の平成17年に執筆されました。

（仮称）新宿区暴力団排除条例

パブリック・コメントを実施しました

区民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目指し、「（仮称）新宿区暴力団排除条例」の制定に向けて取り組んでいます。

区の契約事務、区立施設の利用等から暴力団を排除するとともに、区や区民等の責務を明確にし、警察等関係機関との連携を図りながら、地域社会全体で暴力団排除を進めていきます。

条例の内容について、パブリック・コメント（意見公募）を実施しました。

お寄せいただいたご意見（3件）と区の考え方は、危機管理課・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4236へ。

条例に定める主な内容

◆基本理念

▼暴力団と交際しない
▼暴力団を恐れない
▼暴力団に金を出さない
▼暴力団を利用しない

◆区民等の責務

区民等は、暴力団排除につながる情報を知った場合には、区や警察等にその情報を提供するとともに、区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努める。

◆区の責務

区は、区民・事業者・警察等関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進する。

お寄せいただいたご意見を紹介します

★暴力団は、東京はもちろん日本全てから一掃すべきだと思う。

【区の考え方】全都道府県での暴力団排除条例の施行に加え、今後、全国の区市町村で条例化が進み、暴力団が排除されていくものと思われます。新宿区でも条例を制定し、暴力団排除活動をより一層推進していきます。

★行政書士や行政書士会を活用し、情報提供を受ける仕組みを作るべきである。

【区の考え方】区民等の責務に「暴力団排除活動に資する情報を知った場合の情報提供」に関する規定を盛り込んでいます。区内の行政書士や行政書士会には、積極的に区や警察等に情報提供するよう呼び掛けていきます。

★暴力団の排除には警察の徹底した取り締まりが不可欠で、特に、歌舞伎町には暴力団が入り込めないよう徹底してほしい。

【区の考え方】区の責務に「警察との連携による暴力団排除」を盛り込んでいます。特に歌舞伎町では、警察の取り締まりと合わせて、地域と連携した暴力団排除を強化しています。条例施行後は、排除の気運が醸成され、警察の取り締まりも一層強化されると考えています。

65歳以上の方へ 介護保険料の納め忘れにご注意を

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。保険料を納めないと、介護サービスを利用するときに、滞納の状況に応じて保険給付に制限等を受けることがあります。忘れずに納めましょう。

24年3月分までの保険料に未納がある方には、8月16日㈭に催告書をお送りします。催告書が届いた方は内容を確認し、お早めにお支払いください。お手元に納付書がない方は、介護保険課資格係へご連絡ください。

【問合せ】▼保険料の支払い・相談…**介護保険課資格係**☎（5273）4273、▼介護サービスの利用…**介護保険課給付係**☎（5273）4176（いずれも本庁舎2階）へ。

◎保険料を納めないと

▼1年以上滞納しているとき…介護サービスの利用料は、いったん全額自己負担となります。その後、申請により9割を払い戻します（償還払い）。

▼1年6か月以上滞納しているとき…介護サービスの利用料がいったん全額自己負担となり、介護保険の給付（9割）も一時差し止められます。さらに滞納が続くと、差し止められた給付額を滞納している保険料に充てる場合があります。

▼2年以上滞納しているとき…介護サービスを利用したときの自己負担額が3割になります（通常は1割）。高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費（食事・居住費）も支給されません。

※納期限から2年以内の滞納分や現在の保険料をお支払いいただければ、制限を受ける期間が短くなる場合があります。

◎保険料の減額・免除

災害等で財産に著しい損害を受けたときや、事業の休廃止・失業等で世帯の収入が大きく減少し保険料の支払いが困難になったときには、事由発生から6か月以内に申請すると、保険料が減額または免除されることがあります。詳しくは、介護保険課資格係へご相談ください。

区の地場産業を応援

染色業、印刷・製本関連業の振興と後継者の育成を支援します

(1) 新宿区地場産業振興小野基金

24年度中に実施する地場産業振興を目的とする事業（展示会等のPR事業・調査・研修・新製品の開発等）に係る経費の一部を補助します。

【対象】染色業、印刷・製本関連業の振興に取り組む団体

【補助金額】1件100万円を限度（補助対象経費の5分の4以内）

(2) ものづくり産業後継者育成事業

染色業、印刷・製本関連業の技術者を育成するための技術研修生の受け入れに係る運営費の一部を補助します。

【対象】区内の染色業、印刷・製本関連業の中小企業で、24年度に新たに技術研修生を受け入れて研修を実施する事業所（1事業所のみ募集）

【補助金額】1か月8万円を限度（研修生は1名のみ）

【申込み】(1)は9月3日㈪・(2)は9月20日㈭までに**産業振興課産業振興係**（西新宿6－8－2、BIZ新宿4階）☎（3344）0701へ。応募方法等詳しくは、お問い合わせください。